

北海道消費者被害防止 ネットワークニュースNo.103

【事務局】北海道立消費生活センター <http://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

依然として減らない特殊詐欺 SMSによるなりすまし誘導、定期購入時による消費者トラブル

依然として減らない特殊詐欺、SMSによるなりすまし誘導、定期購入時の消費者トラブルの増加など、若年者から高齢者まで幅広い年代に広がっています。定期購入、架空請求、相談事例を紹介している、リーフレット、ポスターを各市町村、振興局、総合振興局、道内地域消費者協会、スーパーマーケットなどに配布、掲示をすることになりました。最近では、恵庭市で、現金1,100万円をだましとられる「オレオレ詐欺」が発生しております。新型コロナワクチン詐欺では、「お金は後で返金されます」などと理由をつけて「金銭を払えば優先的にワクチン接種が受けられる」と行政機関等をかたる不審電話も発生しております。

3枚目、4枚目に北海道警察本部からの注意喚起のパンフレットもございます。ぜひ、ご活用ください。

2022年4月1日から18歳が成年年齢になります

2022年4月から18歳が成年年齢になります。これまでも20歳の成年年齢になるといろいろな勧誘があり消費者トラブルが増加する傾向にありました。18歳で成年になると20歳未満でも保護者の同意なくクレジットカードをつくったり、ローンを組んで高額なサービスも購入できるようになるため、社会経験が乏しい18歳や19歳の消費者トラブルが増加することが危惧されています。道の消費者安全課では「18歳から大人～若年消費者のための特設ページ」を開設しています。ぜひ、ご覧ください。

参考: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>

北海道立消費生活センターでは、北海道の消費者教育担当者のための教材サイトとして消費者教育の場面で使用することのできる教材、消費者教育に関する様々な情報を提供しています。北海道立消費生活センターホームページのトップページに「北海道の消費者教育 担当者のための教材サイト」のバナーがあります。ダウンロードも可能です。お役立てください。

NEW 成人年齢（18歳）君ならどうする？

契約の仕組み、若者のサービス別相談件数、若者層が一番利用している通信販売についてのトラブル事例も掲載しています。

ご要望があれば直接、消費者教育啓発グループへお問い合わせください。

TEL:011-221-0110



「困ったな」と思ったらご遠慮なくご相談ください

北海道立消費生活センター 相談専用電話 **050-7505-0999**
警察相談専用電話 **#9110**

見守り 新鮮情報

やめられない!? 占いサイトに 気を付けて



占いサイトの広告を見て、**無料**で**鑑定**してくれるというのでサイトに登録した。占い師から「あなたには強い守護霊がいる」などというメッセージをもらい、信用してしまった。その後、占い師が指示する言葉を送り返すように言われ、**返信続けた**。やりとりには有料のポイントが必要で「今やめたら幸せは来ない」と言われ、気が付いたら**約120万円**も支払っていた。(60歳代 女性)

ひとこと助言

冷静な判断を!



見守るくん

- 占いサイトの中には、インターネットやSNS 広告等で「無料鑑定」とうたっていても有料のやりとりへ誘導させるサイトもあります。また、氏名や生年月日、メールアドレス等の個人情報を入力すると、大量の迷惑メールが届くこともあります。無料だからといって、気軽に登録しないでください。
- やりとりをすることで有料ポイントを消化させられることがあります。金運や恋愛運等について良い言葉が書かれたメッセージが届いても、安易に返信してはいけません。
- 怪しい、やめたいと思ったら、退会する前にやりとりの内容などをスクリーンショット等で残しておきましょう。支払った料金等の返金を求めるための証拠となります。
- 不審に思ったり困ったりしたときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

「今、詐欺の犯人に道民が狙われている！」(5/11)

4月28日に恵庭市で、現金1,100万円をだまし取られる「オレオレ詐欺」が発生したほか、5月1日～5月7日までの間に

千歳市、旭川市、北見市、網走市
で還付金詐欺が発生し、被害額の合計は約700万円に上っており、まさに今、詐欺の犯人に道民の財産が狙われています。

現金1,100万円をだまし取られた「オレオレ詐欺」については、
恵庭市に居住する80代女性のお宅に、息子をかたり、「業者に払う小切手の入ったカバンを盗まれた。」などというウソの電話があり、現金1,100万円をだまし取られた
もので、複数の金融機関の窓口で現金の引き出しをされています。

特殊詐欺は決して人ごとではありません。皆様や皆様のご家族も被害に遭う危険性があります。

また、今、まさに皆様が業務で接しているお客様などが被害に遭っている可能性もあるのです。

還付金詐欺は、通話しながらATMを操作させられます。

オレオレ詐欺の現金を用意する際、高額のお金を引き出すことが予想されます。

皆様の気づきと声かけが被害の未然防止につながりますので、被害に遭いそうな方を見つけた際の声掛けや警察への通報にご協力をお願いします。

【金融機関の皆様へ】

高額現金の引き出しに来たお客さまへの声かけの際は、「チェックリスト」を活用の上、通報基準に合致する場合は必ず通報をお願いします。

【ATM設置店舗の皆様へ】

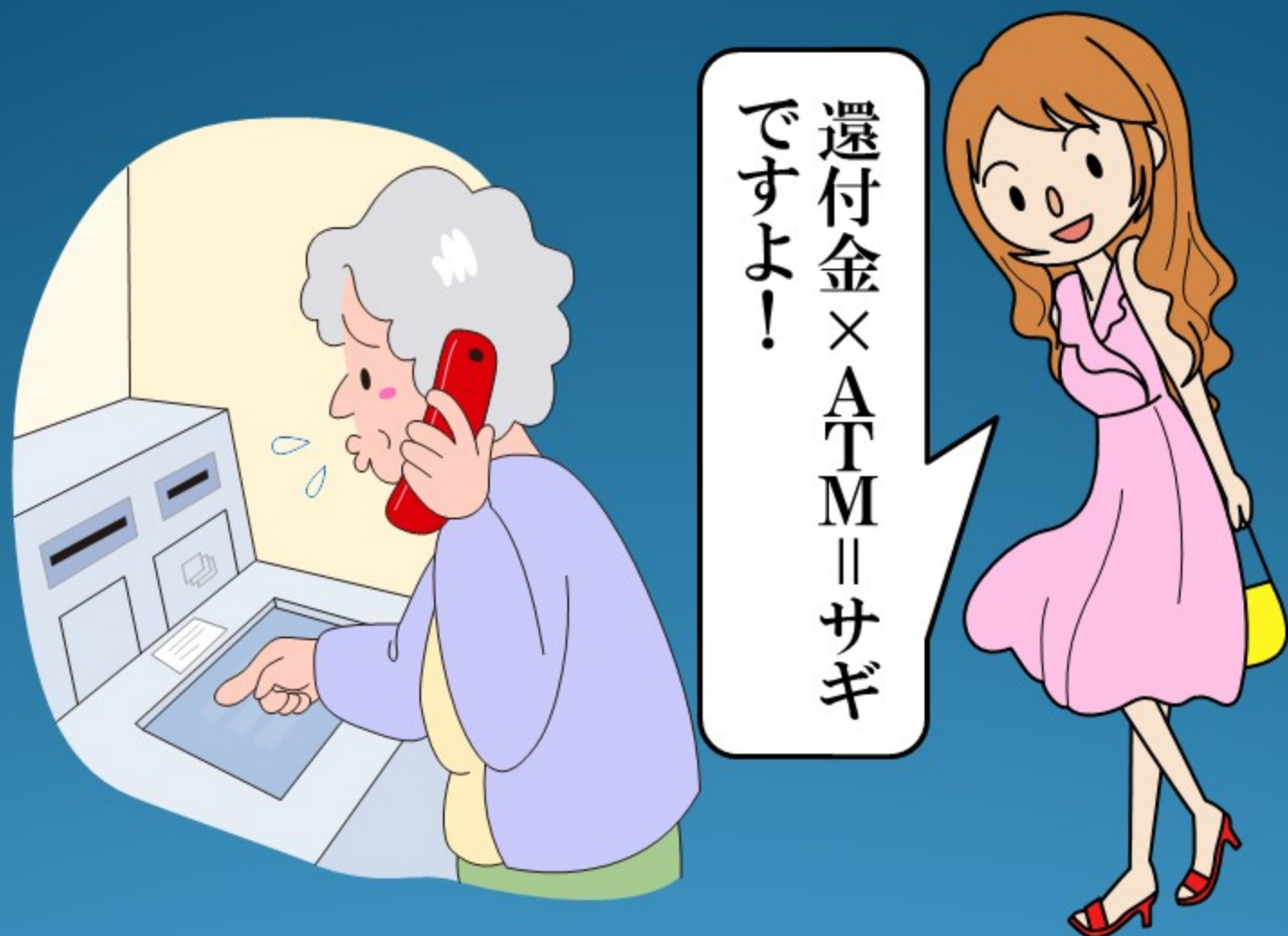
携帯電話で通話しながらATMを操作するお客様がいた際は、必ず声掛けをお願いします。

【関係機関等各事業者の皆様へ】

この情報は、できる限り多くの道民の皆様に伝達できますよう、ご傘下の企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して情報提供をお願いします。

「ATMでお金が戻る」はサギ！

「通話しながらATMを操作」もサギ！



還付金×ATM＝サギ
ですよ！

携帯電話で通話しながらのATM操作は、サギ被害に遭っている可能性があります。
ぜひお声かけをお願いします。